


# 監査報告書

監査日 令和 3年 5月25日

学校法人 開新学園  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 開新学園  
監事 岩本 洋一 

監事 山本 宗人 

私立学校法（昭和24年12月15日法律第270号）第37条第3項及び学校法人開新学園寄付行為第14条の規定に基づき、令和2年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）における学校法人開新学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

## 1 監査の方法

監事は、毎回の理事会及び評議員会に出席し、理事等からの業務の執行状況の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、会計監査人と連携の上、法人の業務及び財産の状況調査や、計算書類等について検討いたしました。

## 2 監査の結果

学校法人開新学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、収支及び財産の状況を正しく示しています。

また、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

### 【監事意見】

1. 熊本工業専門学校は、赤字基調が続き経営上看過できないと再三指摘され、様々な検討に基づき、各種対策がなされたが成果が見えない。理事会・評議員会にて抜本的な継続策や廃校まで含めた更なる議論を期待する。

### ※参考

### 【公認会計士監査】

- 1 財務に関し全般に適正に処理されている。特に指摘するところはない。

## 独立監査人の監査報告書

2021年 5月 21日

学校法人 開新学園  
理事会 御中

公認会計士 佐藤敏郎事務所  
公認会計士

佐藤敏郎

### 監査意見

私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成28年2月26日付け熊本県告示第196号に基づき、学校法人開新学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人開新学園の令和3年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類に対する理事者及び幹事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適性に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適性に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するにあたり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。虚偽表示は、不正又は

誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示のリスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。

- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記がなされている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合には、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類の表示および注記事項が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上